

# 再びビキニの水爆実験をめぐって

## —— 水爆実験と公海の自由 ——

小田滋

### リスト

1954. 12. 15

### リスト

1954. 12. 15

### リスト

35 時の問題

もつとも、このような解釈に反するような事実がなかったのではない。一九五一年一月に米国東海軍司令部を通じて、日本漁船が危険水域内に立入らぬように手配してほしい旨の要請が日本水路部になされたことは、占領中のことであつたから別としても、一九五二年七月二日には危険水域にあった一日本漁船はアメリカ当局の取調べを受け、八月一八日には国務省より日本大使に対し、今後危険水域内に立入らぬよう各船に周知されたい旨の依頼がなされている。このような実際によつて見る限り、アメリカの真意はひかえ目な告示以上のもとで、公海上において他国船舶の臨検を行つたアメリカの行為は充分に問題とされなければならないとしても、危険水域設定の告示そのものは、アメリカの管轄権、いふべきは、公海上に立入る危險水域立入禁止区域ではない。したがつて、「法理的には危険区域の設定そのもの……だけでは直ちに国際法違反の問題を生じない」といわれる大平教授の見解は、このように思われる。その意味においていえば、公海上に立入る危險水域立入禁止区域ではない。しかし教授はまた、「危険区域を行つたアメリカの行為は充分に問題とされなければならない」と述べられるのであるが、それたとくべきであろう。

一步ゆずつて、安井教授の説がれるように、危険区域の設定が違法であるとしても、それならばむしろアメリカはその水爆実験を行つにあたつて、危険水域を全然設定しない方が公海自由の原則によりよく合致するといふことになりはしないであろうか。蓋し教授は、ビキニの水爆実験そのものは問題にして居られないからである。もつとも教授は結論として、「ビキニ事件について見解は、第五福竜丸が危険区域の外にあつたと否とを問はず、アメリカの責任を免れない」と述べて居られる。この結論はたしかにわたくしのとるところでもある。しかし教授はこの点については論証をこころみられず、すくなくともその述べられたところでは、このような結論を導き出す余地はない。しかし結論的にいふべきは、このような結果が公海に及ぶまいことに適切なものであるといわなければ、安井教授とわたくしとが同じ場にたつてゐるか」と述べられるのである。わたくしは自分の研究が全く不充分であることを承知しつつも、なお同教授の分析

雑誌「政界往来」十月号に、「一橋大学大平善培教授は「ビキニの死の灰」と題する論説を寄せられた。教授はビキニ問題に関する今までの学説にふれられ、横田教授（時の法令四月下旬号）が「公海の自由から公海を原水爆の実験に使用する」とも由であるとする見解」を代表するものであり、安井教授（四月一六日衆議院外務委員会における陳述）とわたくし（ジュリスト八月一五日号）とが、「原水爆実験は公海上において行なうことは全面的に違法であり、その実験は純然たる不法行為であるとする全面違法論」を代表するものであると分類せられた。そして「以上の二説ともに、事件を極端に割り切つた解釈であり……両説ともに危険水域の法的性格に關する研究が不足しており、事件の現実的分析が不充分のように思われる」と断定され、「正しい判断はこの両説の中間にあるのではないか」と述べられるのである。

わたくしは自分の研究が全く不充分であることを承知しつつも、なお同教授の分析

幸いである。

アメリカが危険区域を設定したことが国際法に対する違反である、という考え方がある。教授の見解は——「思想」八月号に執筆せられた論文に従えば——次の如くである。「国際法はいすれかの国家が公海の全部または一部から他の国家または国民を締め出して、自己支配することである」と考えて居られること

と、「重大な危険をともなう原子兵器の実験のために、公海の広い範囲にわたつて、何ヶ月も何ヶ年も引続いて危険区域を設定する」とは甚だしく性質を異にするものであるとされる。この所説によつてすぐ感じられることは、教授が、危険水域の設定をもつて直ちに公海の一部を排他的に支配することであると考えて居られることである。

國のみがこれをもつぱら支配すること固く禁じている。これが公海の自由のほんの一部分である。問題を法律的にとりあげなくてはならぬ」という点で、わたくしは大平教授と見解を同じくする。しかし敵教授の御批判

に對して改めて筆をとるのは、決して論争のための論争を展開するためではなく、ビキニ事件の適確な判断を読者各位に期待したいからに他ならない。

折にぶれての安藤國務大臣の発言を別にすれば、政府はアメリカの法的責任を追求しようとする意図をすこし示してはいる。

その「友好的態度」に依存せざるを得ない。政府のしづしづ、「補償」はまつたく

の自由は無制限なものではなく、いかなる国家も公海を排地的に支配することを許さないといふことであるが、広範な危険水域については明瞭かにそれとは異なる扱いをして

いる。即ち an area dangerous to navigation と云ふとある。即ち an area dangerous to navigation

の自由は無制限なものではなく、いかなる国家も公海を排地的に支配することを許さないといふことであるが、広範な危険水域については明瞭かにそれとは異なる扱いをして

いる。即ち an area dangerous to navigation

の自由は無制限なものではなく、いかなる国家も公海を排地的に支配することを許さないといふことであるが、広範な危険水域については明瞭かにそれとは異なる扱いをして

いる。即ち an area dangerous to navigation

の自由は無制限のものではなく、いかなる国家も公海を排地的に支配することを許さないといふことであるが、広範な危険水域については明瞭かにそれとは異なる扱いをして

## リスト

1954. 12. 15

れば國家の合意ではなくても、個々の日本漁船がアメリカの危険水域をとめ巡回の措置をとることもありうるのではないか。いなむしろそれが一般なのではないか。くりかえし述べるように、危険水域の設定そのものは国際法上決して外国船舶の立入禁止を意味してはいない。そしてまた日本政府がこれに同意を与えているのでなければ、日本漁船は国際法によっても、また(日本の)国内法によっても危険水域の迂回を要求されてはいない。しかし現実に危害の及ぶことを知ったならば自発的に迂回するであろう。その限度において日本漁船は任意にアメリカの管轄権に従つたのである。アメリカがその国家の適法行為において、自國領域において外国人の利益を侵害したのと同じに考えられ、理論的にはアメリカ国内法上の問題として損失補償が問題になり得るのではないか。蓋しアメリカ国内法上は、ビキニの水爆実験は首領の権限内の行為であって適法行為であることが明白だからである。ただこの場合に個々の日本漁民がアメリカで地方的教諭を求めねばならぬかどうかは問題である。実際には被害者はアメリカ国外に居るのであり、日本政府がその私人にかわってアメリカ国内法上の損失補償をうけとるのが普通であり、ただアメリカがそれを拒否して外国人に対する保護を怠つた場合に改めて国際法上の國家責任が追求されるのではないか。もっとも、これはあくまでも日本漁船があ

1954. 12. 15

実験の被害は汚濁された海水の流動のために、二〇〇〇キロ、三〇〇〇キロの毒をに及ぶに至るかも知れない。しかもまた水爆実験は普通的火薬爆発ことなりて、その危険は爆発時の瞬にあるのではなく、放射能の残存のために危険は一年、二年とつて設定することが、なお効的な予防措置が講ぜられることによって違法性が阻却されているとも言うであらうか」と。この点については加藤一郎助教授も適確な疑問を提出して居られる(ジュリスト七月十五日号)。即ち、危険水域がまったく責任を阻却するものであれば、「危険区域を広く設定すればするほど賠償責任の生ずる可能性は少くなり、必要以上に広範囲な危険区域が設定されるおそれが出でくる。現にビキニ事件においては、日本の漁船の被災のうち危険区域は以前の六倍に拡大されたのである」と。事実、水爆実験の効果が予想よりもはるかに強力なことを知ったアメリカは三月一九日、その危険水域を著しく拡大した。日本外務大臣は、こうした危険水域の拡大が安全を充分に考慮したものと思うとして、むしろそれを歓迎されたのである。横田教授も、こうした範囲の拡大が、「これから実験される爆弾が非常に強大な威力のものかも知れないし、風や潮流の関係で被害が

予期以上に遠方に及ぶ可能性もあるから、万全の策を講じる意味で」「かならずしも不當と言えない」とされている。もちろんその範囲も期間も不當なものであつてはならないであろう。しかし後鶴丸の調査によつても明らかにされているように、放射能〇キロメートルの危険区域を二年間に亘つて設定することが、なお効的な予防措置が講ぜられることによって違法性が阻却されているとも言つてあらうか。この点についても、加藤一郎助教授も適確な疑問を提出して居られる(ジュリスト七月十五日号)。即ち、危険区域はもつと広範囲にあるいはも月一五日号)。即ち、危険水域がまったく責任を阻却するものであれば、「危険区域を広く設定すればするほど賠償責任の生ずる可能性は少くなり、必要以上に広範囲な危険区域が設定されるおそれが出でくる。現にビキニ事件においては、日本の漁船の被災のうち危険区域は以前の六倍に拡大されたのである」と。事実、水爆実験の効果が予想よりもはるかに強力なことを知ったアメリカは三月一九日、その危険水域を著しく拡大した。日本外務大臣は、こうした危険水域の拡大が安全を充分に考慮したものと思うとして、むしろそれを歓迎されたのである。横田教授も、こうした範囲の拡大が、「これから実験される爆弾が非常に強大な威力のものかも知れないし、風や潮流の関係で被害が

予期以上に遠方に及ぶ可能性もあるから、万全の策を講じる意味で」「かならずしも不當と言えない」とされている。もちろんその範囲も期間も不當なものであつてはならないであろう。しかし後鶴丸の調査によつても明らかにされているように、放射能〇キロメートルの危険区域を二年間に亘つて設定することが、なお効的な予防措置が講ぜられることによって違法性が阻却されているとも言つてあらうか。この点についても、加藤一郎助教授も適確な疑問を提出して居られる(ジュリスト七月十五日号)。即ち、危険区域はもつと広範囲にあるいはも月一五日号)。即ち、危険水域がまったく責任を阻却するものであれば、「危険区域を広く設定すればするほど賠償責任の生ずる可能性は少くなり、必要以上に広範囲な危険区域が設定されるおそれが出でくる。現にビキニ事件においては、日本の漁船の被災のうち危険区域は以前の六倍に拡大されたのである」と。事実、水爆実験の効果が予想よりもはるかに強力なことを知ったアメリカは三月一九日、その危険水域を著しく拡大した。日本外務大臣は、こうした危険水域の拡大が安全を充分に考慮したものと思うとして、むしろそれを歓迎されたのである。横田教授も、こうした範囲の拡大が、「これから実験される爆弾が非常に強大な威力のものかも知れないし、風や潮流の関係で被害が

予期以上に遠方に及ぶ可能性もあるから、万全の策を講じる意味で」「かならずしも不當と言えない」とされている。もちろんその範囲も期間も不當なものであつてはならないであろう。しかし後鶴丸の調査によつても明らかにされているように、放射能〇キロメートルの危険区域を二年間に亘つて設定することが、なお効的な予防措置が講ぜられることによって違法性が阻却されているとも言つてあらうか。この点についても、加藤一郎助教授も適確な疑問を提出して居られる(ジュリスト七月十五日号)。即ち、危険区域はもつと広範囲にあるいはも月一五日号)。即ち、危険水域がまったく責任を阻却するものであれば、「危険区域を広く設定すればするほど賠償責任の生ずる可能性は少くなり、必要以上に広範囲な危険区域が設定されるおそれが出でくる。現にビキニ事件においては、日本の漁船の被災のうち危険区域は以前の六倍に拡大されたのである」と。事実、水爆実験の効果が予想よりもはるかに強力なことを知ったアメリカは三月一九日、その危険水域を著しく拡大した。日本外務大臣は、こうした危険水域の拡大が安全を充分に考慮したものと思うとして、むしろそれを歓迎されたのである。横田教授も、こうした範囲の拡大が、「これから実験される爆弾が非常に強大な威力のものかも知れないし、風や潮流の関係で被害が

予期以上に遠方に及ぶ可能性もあるから、万全の策を講じる意味で」「かならずしも不當と言えない」とされている。もちろんその範囲も期間も不當なものであつてはならないであろう。しかし後鶴丸の調査によつても明らかにされているように、放射能〇キロメートルの危険区域を二年間に亘つて設定することが、なお効的な予防措置が講ぜられることによって違法性が阻却されているとも言つてあらうか。この点についても、加藤一郎助教授も適確な疑問を提出して居られる(ジュリスト七月十五日号)。即ち、危険区域はもつと広範囲にあるいはも月一五日号)。即ち、危険水域がまったく責任を阻却するものであれば、「危険区域を広く設定すればするほど賠償責任の生ずる可能性は少くなり、必要以上に広範囲な危険区域が設定されるおそれが出でくる。現にビキニ事件においては、日本の漁船の被災のうち危険区域は以前の六倍に拡大されたのである」と。事実、水爆実験の効果が予想よりもはるかに強力なことを知ったアメリカは三月一九日、その危険水域を著しく拡大した。日本外務大臣は、こうした危険水域の拡大が安全を充分に考慮したものと思うとして、むしろそれを歓迎されたのである。横田教授も、こうした範囲の拡大が、「これから実験される爆弾が非常に強大な威力のものかも知れないし、風や潮流の関係で被害が

予期以上に遠方に及ぶ可能性もあるから、万全の策を講じる意味で」「かならずしも不當と言えない」とされている。もちろんその範囲も期間も不當なものであつてはならないであろう。しかし後鶴丸の調査によつても明らかにされているように、放射能〇キロメートルの危険区域を二年間に亘つて設定することが、なお効的な予防措置が講ぜられることによって違法性が阻却されているとも言つてあらうか。この点についても、加藤一郎助教授も適確な疑問を提出して居られる(ジュリスト七月十五日号)。即ち、危険区域はもつと広範囲にあるいはも月一五日号)。即ち、危険水域がまったく責任を阻却するものであれば、「危険区域を広く設定すればするほど賠償責任の生ずる可能性は少くなり、必要以上に広範囲な危険区域が設定されるおそれが出でくる。現にビキニ事件においては、日本の漁船の被災のうち危険区域は以前の六倍に拡大されたのである」と。事実、水爆実験の効果が予想よりもはるかに強力なことを知ったアメリカは三月一九日、その危険水域を著しく拡大した。日本外務大臣は、こうした危険水域の拡大が安全を充分に考慮したものと思うとして、むしろそれを歓迎されたのである。横田教授も、こうした範囲の拡大が、「これから実験される爆弾が非常に強大な威力のものかも知れないし、風や潮流の関係で被害が





## リスト

1954.12.15

る。本書は初編に於て地方選舉の法規とその施行についてのアカトラインを記して居り、第二編には地方選舉管理の関係法規を、第三編には選舉資格、手続等に見る法令法規その他補遺的事項が見られる。頗る詳細な註釈書である。

(Shaw and Sons, London, 1954. 第3版 14×22cm, xxxix, 100 頁. £3.90).

*The Book of English Law.*

By the late Edward Jenkins, 5th edition, revised by D. J. L. Davies.

原著者 Jenkins は一九一八年四月に "The Book of English Law" の第一版を出した。爾來約二十五年第五増訂版はエリオット大学法律学教授 Davies 氏に依つて改著された。 Davies 教授は改訂に当つて「原著者の意図する本書の目標と性格は出来得る限り遺すよう努めた。併しコンバントリーに交りつつある諸法律は無視することなく採り入れ、改訂した」と述べている。事実、前版に比較して大きな変更がみられる。

(John Murray, London, 1953 14×22 cm., xvi, 347, £1.150)

*International Political Science Abstracts.*

Vol. IV, No. 2. 1954. (United Nations Publication).

(年間回観・三回販売)

川島教授は次のように問題を提起した。法の解釈は客観的にたどり出され、一定のわくの中での複数の解釈の可能性がある。自分が正しいとする解釈は、その可能な複数の解釈の中の一の選択にすぎず、その選択は個人的な価値判断によって影響される。だから仕事としている。普通の出版社は手掛け得ないような啓蒙的出版物、又は指導書等、殊に文献学、書誌の部門で世界学界を連絡するような出版物も数多く出している。本書もその一つであり、政治学関係論文のアーチャー・ラクッタである。主として定期刊行物掲載のものから集められアーチャー・ラクッタ、読者は本書に依り更容易に必要な論文のマイクロ・フィルムを購入出来る用意がある。

(Unesco, Paris, 15×24 cm., 166頁, £4.00).

(丸善外国語譜)

○本号では、年間回顧や紹介などそのため紙数に余裕がない、不動産セミナーと行政事件訴訟特別法逐条研究を一号だけ休載させて頂いた。お許しを願いたい。○特に今年中は最も多かった最高裁判所で、裁判所側の公式意見と弁護士会側とが正面から対立した形に見える

## 乱世

昭和二十一年、二年じる、憲法改正問題に関して発行されたパンフレット、雑誌類および新憲法についての意見、あるいは解説書を蒐集いたしておりますが、右を御譲り下さる向きがございましてたらその種類、名称、発行者その他必要な事項を当編集室まで御一報下さい。お譲り頂く場合は公正な価格にて御引取り致したいと存じます。

東京都本郷区内真砂町一五 有斐閣ジャーリスト編集室

(四一頁から)

（年間回顧・三回販売）

川島教授はその科学性を論証しようとしている。第二に、いかにして法律が科学たりうるかについては、来栖教授は触れていないが、川島教授はその科学性を論証しようとしている。右の問題は、法律学のあり方のようになっている。科学としての法解釈は科学たりうるとして次のようにならざるかと云ふ。川島教授は触れていないが、川島教授はその科学性を論証しようとしている。

右の問題は、法律学のあり方の核に触れる問題である。しかし論点はひと通り論じられたといえよう。今後は、右のような考え方方に立った場合に、法文の「わざ」をどう考えてゆくか、そして、かのじ、法の解釈についての具体的な成果があげられるべきである。その後は、法解釈の伝統手段たる法的概念や論理を分析するなどである。しかしその人間が、どの価値体系を選択し、どのよろな具体的な成績があげられるかは、実践行動であり、科學ではない。

これを見るに、第一に、個々の人の具体的な解釈自体が科学でな

由徳法調査会の改正草案がまとまれば、本誌の座談会にすれば、必ずしもやうやく、本誌は無性格運営を意味する。改定とば、運営は無性格運営を意味する。改定とば、運営は無性格運営を意味する。改定とば、運営は無性格運営を意味する。

（五）第五順位

① マグロ漁業根拠地の一般業者の損害。

② 一般人の損害。これは、精神的衝撃による損害、マグロを食べられなかつた損害等がある。

以上のうちで、わたくしは、第三順位までの損害がビキニ事件の「直接損害」であり、第四順位以下の損害は「間接損害」であると考へる。その理由は、ほん前稿でのべたので、いふだけ繰り返さないことにする。

（筆者・東大助教授）

が、本誌の座談会にすれば、必ずしもやうやく、本誌は無性格運営を意味する。改定とば、運営は無性格運営を意味する。改定とば、運営は無性格運営を意味する。改定とば、運営は無性格運営を意味する。

（六）第六順位

③ 木製船の修理費用の損害。

木製船の修理費用の損害。

（七）第七順位

④ 木製船の修理費用の損害。

木製船の修理費用の損害。

（八）第八順位

⑤ 木製船の修理費用の損害。

木製船の修理費用の損害。

（九）第九順位

⑥ 木製船の修理費用の損害。

木製船の修理費用の損害。

（十）第十順位

⑦ 木製船の修理費用の損害。

木製船の修理費用の損害。

（十一）第十一順位

⑧ 木製船の修理費用の損害。

木製船の修理費用の損害。

（十二）第十二順位

⑨ 木製船の修理費用の損害。

木製船の修理費用の損害。

（十三）第十三順位

⑩ 木製船の修理費用の損害。

木製船の修理費用の損害。

（十四）第十四順位

⑪ 木製船の修理費用の損害。

木製船の修理費用の損害。

（十五）第十五順位

⑫ 木製船の修理費用の損害。

木製船の修理費用の損害。

（十六）第十六順位

⑬ 木製船の修理費用の損害。

木製船の修理費用の損害。

（十七）第十七順位

⑭ 木製船の修理費用の損害。

木製船の修理費用の損害。

（十八）第十八順位

⑮ 木製船の修理費用の損害。

木製船の修理費用の損害。

（十九）第十九順位

⑯ 木製船の修理費用の損害。

木製船の修理費用の損害。

（二十）第二十順位

⑰ 木製船の修理費用の損害。

木製船の修理費用の損害。

（二十一）第二十一順位

⑱ 木製船の修理費用の損害。

木製船の修理費用の損害。

（二十二）第二十二順位

⑲ 木製船の修理費用の損害。

木製船の修理費用の損害。

（二十三）第二十三順位

⑳ 木製船の修理費用の損害。

木製船の修理費用の損害。

（二十四）第二十四順位

㉑ 木製船の修理費用の損害。

木製船の修理費用の損害。

（二十五）第二十五順位

㉒ 木製船の修理費用の損害。

木製船の修理費用の損害。

（二十六）第二十六順位

㉓ 木製船の修理費用の損害。

木製船の修理費用の損害。

（二十七）第二十七順位

㉔ 木製船の修理費用の損害。

木製船の修理費用の損害。

（二十八）第二十八順位

㉕ 木製船の修理費用の損害。

木製船の修理費用の損害。

（二十九）第二十九順位

㉖ 木製船の修理費用の損害。

木製船の修理費用の損害。

（三十）第三十順位

㉗ 木製船の修理費用の損害。

木製船の修理費用の損害。

（三十一）第三十一順位

㉘ 木製船の修理費用の損害。

木製船の修理費用の損害。

（三十二）第三十二順位

㉙ 木製船の修理費用の損害。

木製船の修理費用の損害。

（三十三）第三十三順位

㉚ 木製船の修理費用の損害。

木製船の修理費用の損害。

（三十四）第三十四順位

㉛ 木製船の修理費用の損害。

木製船の修理費用の損害。

（三十五）第三十五順位

㉜ 木製船の修理費用の損害。

木製船の修理費用の損害。

（三十六）第三十六順位

㉝ 木製船の修理費用の損害。

木製船の修理費用の損害。

（三十七）第三十七順位

㉞ 木製船の修理費用の損害。

木製船の修理費用の損害。

（三十八）第三十八順位

㉟ 木製船の修理費用の損害。

木製船の修理費用の損害。

（三十九）第三十九順位

㉟ 木製船の修理費用の損害。

木製船の修理費用の損害。

（四十）第四十順位

㉟ 木製船の修理費用の損害。

木製船の修理費用の損害。

（四十一）第四十一順位

㉟ 木製船の修理費用の損害。

木製船の修理費用の損害。

（四十二）第四十二順位

㉟ 木製船の修理費用の損害。

木製船の修理費用の損害。

（四十三）第四十三順位

㉟ 木製船の修理費用の損害。

木製船の修理費用の損害。

（四十四）第四十四順位

㉟ 木製船の修理費用の損害。

木製船の修理費用の損害。

（四十五）第四十五順位

㉟ 木製船の修理費用の損害。

木製船の修理費用の損害。

（四十六）第四十六順位

㉟ 木製船の修理費用の損害。

木製船の修理費用の損害。

（四十七）第四十七順位

㉟ 木製船の修理費用の損害。

木製船の修理費用の損害。

（四十八）第四十八順位

㉟ 木製船の修理費用の損害。

木製船の修理費用の損害。

（四十九）第四十九順位

㉟ 木製船の修理費用の損害。

木製船の修理費用の損害。

（五十）第五十順位

㉟ 木製船の修理費用の損害。

木製船の修理費用の損害。

（五十一）第五十一順位

㉟ 木製船の修理費用の損害。

木製船の修理費用の損害。

（五十二）第五十二順位

㉟ 木製船の修理費用の損害。

木製船の修理費用の損害。

（五十三）第五十三順位

㉟ 木製船の修理費用の損害。

木製船の修理費用の損害。

（五十四）第五十四順位

㉟ 木製船の修理費用の損害。

木製船の修理費用の損害。

（五十五）第五十五順位

㉟ 木製船の修理費用の損害。

木製船の修理費用の損害。

（五十六）第五十六順位

㉟ 木製船の修理費用の損害。

木製船の修理費用の損害。

（五十七）第五十七順位

㉟ 木製船の修理費用の損害。

木製船の修理費用の損害。

（五十八）第五十八順位

㉟ 木製船の修理費用の損害。

木製船の修理費用の損害。

（五十九）第五十九順位

㉟ 木製船の修理費用の損害。

木製船の修理費用の損害。

（六十）第六十順位

㉟ 木製船の修理費用の損害。

木製船の修理費用の損害。

（六十一）第六十一順位

㉟ 木製船の修理費用の損害。

木製船の修理費用の損害。

（六十二）第六十二順位

㉟ 木製船の修理費用の損害。

木製船の修理費用の損害。

（六十三）第六十三順位

㉟ 木製船の修理費用の損害。

木製船の修理費用の損害。

（六十四）第六十四順位

㉟ 木製船の修理費用の損害。

木製船の修理費用の損害。

（六十五）第六十五順位

㉟ 木製船の修理費用の損害。

木製船の修理費用の損害。

（六十六）第六十六順位

㉟ 木製船の修理費用の損害。

木製船の修理費用の損害。

（六十七）第六十七順位

㉟ 木製船の修理費用の損害。

木製船の修理費用の損害。

（六十八）第六十八順位

㉟ 木製船の修理費用の損害。

木製船の修理費用の損害。

（六十九）第六十九順位

㉟ 木製船の修理費用の損害。

木製船の修理費用の損害。

（七十）第七十順位

㉟ 木製船の修理費用の損害。

木製船の修理費用の損害。

（七十一）第七十一順位

㉟ 木製船の修理費用の損害。

木製船の修理費用の損害。

（七十二）第七十二順位

㉟ 木製船の修理費用の損害。

木製船の修理費用の損害。

（七十三）第七十三順位

㉟ 木製船の修理費用の損害。

木製船の修理費用の損害。

（七十四）第七十四順位

㉟ 木製船の修理費用の損害。

木製船の修理費用の損害。

（七十五）第七十五順位

㉟ 木製船の修理費用の損害。

木製船の修理費用の損害。

（七十六）第七十六順位

㉟ 木製船の修理費用の損害。

木製船の修理費用の損害。

（七十七）第七十七順位

㉟ 木製船の修理費用の損害。

木製船の修理費用の損害。

（七十八）第七十八順位

㉟ 木製船の修理費用の損害。

木製船の修理費用の損害。

（七十九）第七十九順位

㉟ 木製船の修理費用の損害。

木製船の修理費用の損害。

（八十）第八十順位

㉟ 木製船の修理費用の損害。

木製船の修理費用の損害。

（八十一）第八十一順位

㉟ 木製船の修理費用の損害。

木製船の修理費用の損害。

（八十二）第八十二順位

㉟ 木製船の修理費用の損害。

木製船の修理費用の損害。

（八十三）第八十三順位

㉟ 木製船の修理費用の損害。

木製船の修理費用の損害。

（八十四）第八十四順位

㉟ 木製船の修理費用の損害。

木製船の修理費用の損害。

（八十五）第八十五順位

㉟ 木製船の修理費用の損害。

木製船の修理費用の損害。

（八十六）第八十六順位

㉟ 木製船の修理費用の損害。

木製船の修理費用の損害。

（八十七）第八十七順位

㉟ 木製船の修理費用の損害。

木製船の修理費用の損害。

（八十八）第八十八順位

㉟ 木製船の修理費用の損害。

木製船の修理費用の損害。

（八十九）第八十九順位

㉟ 木製船の修理費用の損害。

木製船の修理費用の損害。

（九十）第九十順位

㉟ 木製船の修理費用の損害。

木製船の修理費用の損害。

（九十一）第九十一順位

㉟ 木製船の修理費用の損害。

木製船の修理費用の損害。

（九十二）第九十二順位

㉟ 木製船の修理費用の損害。

木製船の修理費用の損害。

（九十三）第九十三順位

㉟ 木製船の修理費用の損害。

木製船の修理費用の損害。

（九十四）第九十四順位

㉟ 木製船の修理費用の損害。

木製船の修理費用の損害。

（九十五）第九十五順位

㉟ 木製船の修理費用の損害。

木製船の修理費用の損害。

（九十六）第九十六順位

㉟ 木製船の修理費用の損害。

木製船の修理費用の損害。

（九十七）第九十七順位

㉟ 木製船の修理費用の損害。

木製船の修理費用の損害。

（九十八）第九十八順位

㉟ 木製船の修理費用の損害。

木製船の修理費用の損害。

（九十九）第九十九順位

㉟ 木製船の修理費用の損害。

木製船の修理費用の損害。

（一百）第一百順位

㉟ 木製船の修理費用の損害。

木製船の修理費用の損害。